

○あおり行為重点禁止区域の指定及び暴走族相談員の運用要領の制定について（例規）

平成16年6月3日

佐本交指発第117号

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成12年佐賀県条例第42号）の一部が改正され、平成16年6月1日から施行される。

この度、あおり行為重点禁止区域の指定等及び暴走族相談員の委嘱等に関し、下記のとおり運用要領を制定したので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

第1 趣旨

この要領は、佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例に規定するあおり行為重点禁止区域（以下「重点禁止区域」という。）の指定、解除等及び暴走族相談員（以下「相談員」という。）の委嘱等について必要な事項を定めるものとする。

第2 あおり行為重点禁止区域の指定等

1 指定の方法

- (1) 重点禁止区域の指定は、数か所の基点を定め、これらの基点を直線で結んだ内側の区域を面により指定する方法とする。
- (2) 基点の地番表示は、住居表示とする。
- (3) 重点禁止区域を指定する際は、地図等を活用することにより、その範囲を明確にするものとする。

2 指定の上申

- (1) 重点禁止区域の指定の上申は、警察署長があおり行為重点禁止区域の（指定・指定解除）上申書（様式第1号）により、交通指導課長を経由して佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に行うものとする。
- (2) 警察署長は、重点禁止区域の効果的な指定を行うことができるよう、平素から、暴走行為及びあおり行為の実態を把握するように努めるものとする。

3 指定解除の事由

次に掲げる場合は、重点禁止区域の指定を解除するものとする。

- (1) 重点禁止区域が、指定の条件に該当しなくなると認められる場合
- (2) 重点禁止区域を拡大又は縮小する必要がある場合

4 指定解除の上申

警察署長は、指定を解除する必要を認めた場合は、あおり行為重点禁止区域の(指定・指定解除)上申書により、交通指導課長を経由して公安委員会に上申を行うものとする。

なお、区域を拡大又は縮小する場合には、指定解除の上申に併せて、拡大又は縮小する重点禁止区域について、新たな指定の上申を行うものとする。

第3 相談員の委嘱に係る手続等

1 相談員の選定

交通指導課長は、県内に居住する者のうち、社会的信望及び識見を有し、かつ、暴走族等の追放に関し情熱を有している者の中から、暴走族等の追放の促進に関する相談業務及び活動を行うのにふさわしい者を相談員として選定し、暴走族相談員指定上申書(様式第2号)により、公安委員会に上申するものとする。

2 辞令交付及び名簿の作成

(1) 相談員の委嘱は、辞令(様式第3号)を交付して行うものとする。

(2) 交通指導課長は、委嘱が終了したときは、暴走族相談員名簿を作成し、保管するものとする。

3 身分証明書

相談員は、その業務を行うに当たり、その身分を示す暴走族相談員証(様式第4号)を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

4 解嘱上申

交通指導課長は、相談員が佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則(平成16年公安委員会規則第4号)第3条第4項のいずれかに該当することとなった場合は、解嘱上申書(様式第5号)により、公安委員会に相談員の解嘱を上申するものとする。

5 解嘱の通知等

相談員の解嘱は、解嘱通知書(様式第6号)を交付して行うものとする。

6 辞職

交通指導課長は、相談員から辞職の申出があったときは、辞職願(様式第7号)の提出を受け、公安委員会に送付するものとする。

7 欠員を生じた場合

相談員の解嘱、辞職等により欠員が生じた場合は、速やかに新たな相談員を選定し、委嘱するものとする。

8 協力依頼等

(1) 交通指導課長は、相談員が行う業務に関し、警察本部内の他の所属の協力が必要

であると認められた場合には、関係所属長に協力を依頼するものとし、依頼を受けた所属長は可能な限りこれに協力するものとする。

- (2) 上記の依頼を受けた所属長は、相談員への協力を行った場合、その措置結果等について、暴走族相談員への協力措置結果報告書（様式第8号）により、交通指導課長を經由して警察本部長に報告するものとする。

9 運用に関する事務

- (1) 相談員制度の運用に関する事務は、交通指導課において行うものとする。
- (2) 交通指導課長は、相談員制度の運用に関し、関係所属長との連絡、調整を行うものとする。

様式第1号

第 号
年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

署長

あおり行為重点禁止区域の(指定・指定解除)上申書

指 定 ・ 指 定 解 除 を す る 区 域	管轄市町村	
	指定区域	
指 定(指 定 解 除) す る 理 由		

様式第2号

暴走族相談員指定上申書

		※ 整理番号			
ふりがな 氏名				性別	男女
生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)				
住 所	〒 — 電話() —				
職 業(役職)	()				
勤 務 先 (所在地)					
経 歴				他の団体における役職	
推薦団体等					
候補者として選出した理由					
所属事業所等への相談員就任依頼の必要性の有無				有 ・ 無	
※審査月日			※審査結果	適 ・ 否	

様式第3号

辞 令

(氏 名)

(発令事項)

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例第18条第1項の規定により暴走族相談員を委嘱します

任期

年 月 日から
年 月 日まで

(発令年月日及び任命権者)

年 月 日

佐 賀 県 公 安 委 員 会 印

様式第4号

(表)

9.1cm

第 号

暴走族相談員証

写 真

氏 名

年 月 日生

年 月 日

佐賀県公安委員会 ㊤

3cm

5.6cm

2.5cm

(裏)

- 1 この証は、業務遂行の際には必ず携帯し、暴走族相談員であることを証明する必要があるときは、この証を提示すること。
- 2 他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 3 複製し、又は記載事項をみだりに変えないこと。
- 4 紛失又は盗難被害にあったときは、速やかに交通指導課に届け出ること。
- 5 暴走族相談員でなくなったときは、直ちに返納すること。

様式第5号

第 年 月 日 号

佐賀県公安委員会 殿

交通指導課長 印

解 嘱 上 申 書

次の者は、佐賀県警察暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則第3条第4項第号に該当すると認められるので上申する。

現 職 名	暴走族相談員		
住 所			
職 業			
氏 名			
生年月日(年齢)	年	月	日生(歳)
委 嘱 年 月 日	年 月 日	在籍年数(通算)	年 月
上 申 事 由			
事 実 認 定 (疎明資料等)			
※ 審 査 結 果			

様式第6号

解 嘱 通 知 書

(氏 名)	(現職名) 暴走族相談員
(発令事項) 佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則第3条第4項の規定により暴走族相談員を解嘱します	
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 佐 賀 県 公 安 委 員 会 印	

様式第7号

辞 職 願

佐賀県公安委員会 殿

このたび、
により暴走族相談員を辞職
いたしたいので承認願います。

年 月 日

住 所

ふりがな
氏 名

印

連絡先

様式第8号

年 月 日	
佐賀県警察本部長 殿	
警 察 署 長	
暴走族相談員への協力措置結果報告書	
協力依頼受理年月日	
協 力 の 内 容 (措置結果)	
備 考	

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号